

自動車税環境性能割

納める人

自動車を取得した人(売主が自動車の所有権を留保しているときは、買主(使用者)が取得したものとみなされます。)



納める額

自動車の区分	税 率
自家用自動車(軽自動車除く)	環境性能に応じて非課税又は取得価額の1～3%
営業用自動車、軽自動車	環境性能に応じて非課税又は取得価額の0.5～2%

○鳥取運輸支局又は軽自動車検査協会鳥取事務所に登録又は新規検査の申請等をするときに申告書を提出し、納めることになっています。(自動車の取得価額が50万円以下の場合には課税されません。)

事業税

個人事業税

納める人

県内に事務所又は事業所を設け、次の事業を行っている個人
物品販売業、製造業、運送業、請負業、飲食店業、畜産業、水産業、薪炭製造業、医業、弁護士業、理容業、コンサルタント業等



納める額

$$\left[\text{前年の事業所得及び不動産所得} - \text{損失の繰越控除等} - \text{事業主控除} \right] \times \text{税 率} = \text{税 額}$$

事業主控除……年290万円(事業期間が1年未満の場合は月割)

税 率……業種により3%～5%

○県税事務所から8月に送付される納税通知書によって8月、11月の2回に分けて納めることになっています。(8月に全額を納めることもできます。)

法人事業税

納める人

県内に事務所
又は事業所を
設けて事業を
行う法人

納める額

右の区分により
計算した額

事業の区分		法人等の区分	税 率		
			令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日から令和3年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
1	2、3、4以外の事業	外形標準課税法人	所得金額×(0.4)(0.7)1.0%		所得金額×1.0%
		資本金1億円超の普通法人(株式会社等)	付加価値額×1.2%		
			資本金等の額×0.5%		
		外形標準課税法人以外の普通法人(株式会社等)	所得金額×(3.5)(5.3)7.0%		
		特別法人(協同組合等)	所得金額×(3.5)4.9%		
2		電気供給業(3の事業を除く)、導管ガス供給業、保険業	収入金額×1.0%		
3	電気供給業 (発電事業、 小売電気事 業、特定卸 供給事業)	外形標準課税法人	収入金額×1.0%	収入金額×0.75%	
		資本金1億円超の普通法人(株式会社等)	—	所得金額×0.37%	
			—	資本金等の額×0.15%	
		外形標準課税法人以外の普通法人(株式会社等)	収入金額×1.0%	収入金額×0.75%	
			—	所得金額×1.85%	
4	特定ガス供給業		収入金額×1.0%		収入金額×0.48%
			—		所得金額×0.77%
			—		資本金等の額×0.32%

(注1)外形標準課税法人以外の法人について、年800万円以下の所得金額に対しては、()内の軽減税率が適用されますが、3以上の都道府県に事務所等を有し、資本金が1千万円以上の法人に対しては、軽減税率の適用はありません。

(注2)電気供給業のうち配電事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から電気供給業(発電事業又は小売電気事業を除く)と同じ課税方式となります。

(注3)電気供給業のうち特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から電気供給業(発電事業又は小売電気事業)と同じ課税方式となります。

(注4)ガス供給業のうち、特定ガス供給業を除く製造・小売事業については、令和4年3月31日までに開始する事業年度は導管ガス供給業と同じ課税方式、令和4年4月1日以降に開始する事業年度から普通法人と同じ課税方式になります。

※2以上の都道府県に事務所等を有する場合

課税標準となる所得金額又は収入金額(資本金1億円超の普通法人等にあつては付加価値額及び資本金等の額も)を従業者数等によりあん分して、税率を乗じて得た金額を、それぞれの都道府県に納付します。

○事業年度終了の日から2月以内に申告し、納めることになっています。